

令和4年度法務省委託アイヌの人々の人権に関する啓発動画等の  
企画・制作に関する入札（仕様書）

1 件名

アイヌの人々の人権に関する啓発動画等の企画・制作

2 目的

アイヌの人々の文化・歴史への理解を深め、アイヌの人々への偏見・差別を解消することを目指し、各種の人権啓発活動において活用するための啓発動画を制作する。また、啓発動画と連動したポスター、リーフレット及びスポット映像（15秒）も制作する。

3 訴求対象

国民全般

4 発注概要

- (1) 啓発動画の企画・制作
- (2) 啓発動画と連動したポスター及びリーフレットの版下データの制作
- (3) 啓発動画のスポット映像の制作
- (4) 本件業務に関する各要素の連絡調整等付随業務一式

5 業務内容

- (1) 我が国の先住民族であるアイヌの人々の尊厳を尊重し、国民に対し、アイヌの歴史・文化に関する正しい認識・理解を促進することで、共生社会の実現に寄与するものとする。
- (2) 方向性・観点
  - ア アイヌの人々が受けてきた偏見・差別のみを単に取り上げるのではなく、アイヌの人々の歴史・文化に興味・関心を持つような内容にすること。
  - イ 国民がアイヌの人々に関する学習を行うに当たり、参考となる情報を提供するものとする。また、ナショナルセンターとしてアイヌの人々の歴史・文化を効果的に学ぶことができるウポポイ（民族共生象徴空間／北海道白老郡白老町若草町2-3）を取り上げる。

- ウ アイヌ文化の中核をなすアイヌ語を字幕やテロップで表記するなど、アイヌ語を啓発動画内で取り上げる。
- エ 単に知識を一方向的に与えるだけでなく、視聴者自身に気づきを促すような内容とすること。
- オ 各種組織における人権教育・人権啓発活動で活用できる内容とすること。
- カ 政治的中立性に配慮し、特定の政治的主張・政治的立場に偏らないようにすること。
- キ 人権研修や人権講演会等、人権啓発を目的とする活動において使用する教材・映像として適切な内容・構成とすること。

### (3) 啓発動画

#### ア 表現方法

実写、アニメーション、インフォグラフィック等、表現方法は問わない。ただし、全編を通して視聴する場合と、特定のチャプター部分を視聴する場合のいずれであっても違和感のない構成とすること。

なお、現実の物事から得る啓発効果を期待し、アイヌ民族資料等は可能な限り実物を撮影した映像もしくは静止画を使うこと。

#### イ 構成例

構成例は下記(ア)～(キ)を参照すること。ただし、これはあくまで「例」であるので、より良い構成とそれに伴う内容、啓発効果が高いと考えられるものがある場合はこれに代えて提案すること。

##### (ア) プロローグ(導入)〔1～2分程度〕

「あなたはアイヌの人々を知っていますか？」といった問い掛けから始まり、アイヌの人々は我が国の先住民族であると紹介するなど、視聴者の興味・関心を引き寄せるような導入が望ましい。

##### (イ) アイヌの人々の精神文化〔3分程度〕

自然界全ての物に魂が宿るとされている精神文化について紹介する。また、アイヌの人々が独自に用いる文様に込められた意味などを紹介する。

##### (ウ) アイヌの人々の暮らし〔3分程度〕

アイヌの人々の衣服や食材、芸能などについて紹介する。

##### (エ) アイヌの人々の歴史〔8分程度〕

アイヌ文化の成立から「北海道旧土人保護法」の制定、そして「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択、「アイヌ施策推進法」の制定、ウポポイの開業について概説する。

※ アイヌの人々がこれまで、アイヌ文化を否定され、いわれのない差別を受けてきたことには必ず触れる。

(オ) アイヌ文化を学ぶには〔2分程度〕

※ ウポポイの紹介等。

(カ) エピローグ（結び）〔1～2分〕

(キ) 法務省の人権擁護機関による人権相談窓口の紹介〔1分〕

## 6 活用事例

- (1) 人権教室等の人権啓発活動における視聴用素材
- (2) 公共のライブラリー等への映像（DVD）配備・貸出し、配架
- (3) 各種イベント等における映像上映
- (4) インターネット上での啓発動画のストリーミング配信
- (5) テレビ放映

## 7 仕様等

### (1) 啓発動画

映像の制作（企画、映像シナリオ、撮影及び関連業務一式）

#### ア 映像形態

実写、アニメーション等問わない。

※ 「5 業務内容 (3) 啓発動画 ア」参照

#### イ 撮影解像度

フルハイビジョン（1920×1080）

#### ウ 収録時間

20分程度

#### エ 色

カラー

※ 演出、効果等の理由によるモノクロ映像の使用は可。

#### オ アスペクト比

16：9（レターボックスなしの実質比）

#### カ 副音声・字幕

以下の4パターンを作成すること。

- (ア) 字幕なし・副音声なし
- (イ) 字幕なし・副音声あり
- (ウ) 字幕あり・副音声なし
- (エ) 字幕あり・副音声あり

※ 字幕は日本語とする。

※ 字幕はDVD再生機の字幕機能を使用せず、映像に含めてエンコードすること。テロップや字幕等の作成に当たっては、背景映像とのコントラストやカラーユニバーサルデザインに配慮すること。

#### キ メニュー画面

メニュー画面のデザインやチャプター構成は、法務省及び人権教育啓発推進センター（以下「当センター」という。）と受注者間で協議の上、決定する。

#### ク レーベル

必要事項（タイトル、収録内容、時間、企画・制作者、字幕、副音声、その他必要な情報等）を印字することを目的としたデータを作成すること。

#### ケ コピーガード（CSS）

設定しないこと。

#### コ インターネット上におけるストリーミング配信用データ

(ア) 以下のパターンでそれぞれ字幕ありの映像

- ・ 「全編通し」データ
- ・ 上記「5 業務内容 (3) 啓発動画 イ構成例 (ア)～(キ)」に基づいた、分割した個別のストリーミングデータは、フルサイズのデータと1データあたり1GB以内に納まるようにしたもの両方を作成すること。

(イ) 映像フォーマット

MPEG-4 AVC (H.264)

(ウ) 解像度：以下の仕様による

[HD] 1920× 1080	ファイルサイズ	1GB未満
	帯域	10Mbps程度
	フレームレート	30fps
	アスペクト比	16:9（レターボックスなしの実質比）

※ ストリーミング配信用データは、原則として上記仕様を基に作成する。ただし、ビットレートや帯域、フレームレート等については、現状のインターネット上での動画配信により適した基準等がある場合は、当センターと協議のうえ、変更することも可能。

(2) 啓発動画と連動したポスター及びリーフレットの版下データの制作  
本啓発動画の広報等に活用するためのポスター及びリーフレットの版下データを作成すること。

ア ポスター

(ア) 判型

A 1判及びB 2判の2種、いずれも片面

(イ) 色

4C ※ カラーユニバーサルデザインに配慮すること。

(ウ) 制作・納品データ

版下データ、高精度PDFデータ（トンボ付き）、閲覧用PDFデータ（トンボなし）の3種

(エ) 内容

本啓発動画の視聴を促す内容にすること。また、法務省の人権擁護機関による人権相談窓口も紹介すること。なお、二次元コードを掲載してYouTube法務省チャンネルやウポポイの公式ウェブサイトへ誘導するなどの工夫も行うこと。

イ リーフレット

(ア) 判型

A 4判巻き三つ折り

(イ) 色

両面4C

(ウ) 制作・納品データ

版下データ、高精度PDFデータ（トンボ付き）、閲覧用PDFデータ（トンボなし）の3種

(エ) 内容

本啓発動画の視聴を促す内容にすることとし、啓発動画の概略を簡潔に紹介すること。また、法務省の人権擁護機関による人権相談窓口も紹介すること。なお、二次元コードを掲載してYouTube法務省チャンネルやウポポイの公式ウェブサイトへ誘導するなどの工夫も行うこと。

(オ) 音声コード (U n i - V o i c e)

リーフレットの記載内容を基に音声コードを作成し、読み上げに問題がないか十分確認すること。

音声コードはリーフレットの表紙右下に掲載することとし、音声コードの中心位置が印刷物の右端及び下端からそれぞれ25ミリメートルとなるように配置する。また、音声コードの周囲に最低5ミリメートルの余白を設ける。

音声コードの位置を示すため、印刷した音声コードの側面に近い方の用紙の端に半円形の切り欠きを1か所(5ミリメートル程度の半円の切込み。)入れる。

(3) 啓発動画のスポット映像の制作

ア 解像度

フルハイビジョン(1920×1080)

イ 収録時間

15秒

ウ 色

カラー

※ 演出、効果等の理由によるモノクロ映像の使用は可。

エ アスペクト比

「16:9(レターボックスなしの実質比)」及びSNS等での広報展開を想定した「縦型サイズ」の2種

オ 字幕

字幕付き、字幕なしの2種

カ 映像フォーマット

MPEG-4 AVC(H.264)

※ ウェブサイトやSNS(TwitterやFacebook、Instagram等)へのアップロードに適した形式であること。

8 成果物

(1) 啓発動画及びスポット映像

ア ストリーミング配信用データ:2セット

イ 盤面(レーベル)版下データ及びPDFデータ:2セット

ウ 完成台本データ及び字幕データ:2セット

エ 広報用画像:2セット

- ※ 主要な場面等の画像データ（30～50枚程度）
- オ 映像原版を記録した適宜のメディア：2セット
  - ※ XDCAM又はハードディスク等の記録媒体により納品すること。
  - ※ XDCAMの場合、キューシートを添付すること。
  - ※ 必要であると判断される場合は、制作会社にて適切な環境で保管すること（保管に要する一切の費用は制作会社の負担とする）。
- カ DVDプレスマスター（啓発動画のみ）：2セット
  - ※ プラントダイレクト等形式のオーサリング済プレスマスターを納品すること。
- (2) 啓発動画と連動したポスター及びリーフレットの版下データ
  - ア 印刷用版下データ及び出力仕様書：2セット
  - イ 印刷用に使用できる高精度PDFデータ：2セット
  - ウ インターネットでの公開等に適した閲覧用PDFデータ：2セット
  - エ 音声コード用の原稿（ワード形式）及び音声コードを読み上げた音声データ：2セット
    - ※ 上記（1）、（2）については、これらをまとめて格納した適宜のメディアでの納品も可

## 9 納品

### (1) 納品日

令和4年10月20日（木）

### (2) 納品場所

- ア 法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室  
（〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1）
- イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター  
（〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階）
  - ※ それぞれ1セット納品すること。

## 10 応募概要

### (1) 提出書類

A 4判で作成し、台紙等に貼り付けないこと。以下のア～ウは6セットを作成し、うち3セットは社名を記載しないこと。また、PDFデータをメールで送付すること。

ア 提案書

次の要素を盛り込むこと ※ 1者あたり2案まで提出可

(ア) 企画意図・趣旨・体制図等(12(7)(12)(13)に記載する内容を含む。)

(イ) 啓発動画構成案及びシノプシス(2,000字程度)

(ウ) ポスター及びリーフレット完成イメージ

※ 構成、デザインイメージ等が分かること。

(エ) その他映像表現やイメージ等補足資料(任意)

(オ) 制作スケジュール

イ 入札書(要封緘)1部

ウ 委任状(書式自由。代表者が入札する場合は不要)1部

エ 各府省一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書(写し)1部

(2) 落札方式

総合評価落札方式

※ 別添の総合評価基準書に基づき技術点及び価格点から算出した総合評価得点が最も高いものを落札者とする。

(3) 書類提出期限(厳守)

ア (1)のア 令和4年5月23日(月)午後3時

イ (1)のイ～エ 令和4年5月30日(月)午前10時25分

(4) 開札

令和4年5月30日(月)午前10時30分から

※ 当センター応接室にて実施予定

(5) その他

本入札への参加を希望する場合は、5月11日(水)までに、当センターに電話又はEメールにて連絡すること。

1.1 スケジュール(予定)

(1) 令和4年5月6日(金) 入札情報開示

(2) 令和4年5月11日(水) 入札参加希望連絡期限

(3) 令和4年5月23日(月) 提案書等(入札書を除く)提出締切

(4) 令和4年5月30日(月) 入札書提出締切、開札、発注先決定

- (5) 令和4年6月～10月中旬 動画の制作
- (6) 令和4年10月20日(木) 納品

## 1.2 その他

- (1) 別添総合評価基準書に基づき落札者を決定する。
- (2) 応募に当たっての提出書類は返却しない。
- (3) 本入札の参加に要する経費は、応募者の負担とする。
- (4) 本事業の実施に当たっては、当センターによる確認・承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合もある。
- (5) 本事業の実施に当たり、法務省の意向により企画内容の修正を要する場合においては、これに全て対応すること。なお、当センターが変更内容について仕様の範囲内であると判断した場合は、追加料金は支払わない。
- (6) 法務省及び当センターと受注者間での連絡調整に際しては、窓口(担当者)を明確にし、一本化すること。
- (7) 成果物の著作権については、全て法務省に帰属するものとする。また、受注者は一切の著作権人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとするほか、権利上の問題が生じないようにすること。法務省及び当センターによる、成果物及び成果物を使用した印刷物やDVD-Video等の複製・配布・上映・貸出し・実費頒布、インターネット上の公開やストリーミング配信、永続的な使用等について問題が生じないよう各種適切な権利処理を行うこと。また、そのことについて提案書中に明記すること。
- (8) 制作、特に映像の構成案、シナリオ案の原稿作成等に当たっては、人権に配慮した適切な表現等が用いられるよう留意すること。
- (9) デザイン・レイアウトについては、書体・文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン等、可読性に配慮すること。
- (10) 本啓発動画やポスター等の制作に当たっては、校正等の作業が多く発生するため、適切かつ迅速に対応すること。また、校正に関してはストリーミングデータやPDFデータを活用し、Eメール等での送受信に対応すること。
- (11) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議して決定する。

- (12) 本事業を実施するに当たって知り得た法務省及び当センターに関する情報については、本件企画以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏洩しないこと。また、そのことについて、提案書に明記すること。
- (13) 本事業の完遂のために十分な実施体制を整えること。また、そのことについて、提案書に明記すること。
- (14) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、提案書等への必要事項記載漏れ、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (15) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は受注者の負担とする。また、受注者の責めに帰すべき事由がある場合には、違約金を請求する場合がある。
- (16) 本入札への参加を希望する場合は、その旨を令和4年5月18日(水)までに連絡すること。

### 1.3 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の当センター職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員：総務部長 山本由理子
- (2) 監督職員：事務局長 上杉憲章

### 1.4 問合せ・提出書類に係る提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター事業部第2課 有田・南治  
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F  
TEL 03-5777-1802  
FAX 03-5777-1803  
Eメール arita@jinken.or.jp  
nanji@jinken.or.jp  
ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp/>